

令和4年度

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

労働安全衛生規則の一部改正により、平成29年7月1日から足場の組立て等(解体又は変更)の業務に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられています。(労働安全衛生規則第36条第39号)

この特別教育の対象者は、足場の高さに関係なく足場の組立て、解体又は変更の作業に関わる業務を行う者で、内装工事等に関わる脚立足場や連結式作業台、ローリングタワーの組立て等作業に就く場合も必要です。

また、足場の組立等作業主任者技能講習を受講する場合、足場の組立等業務の従事経験が必要ですが、平成29年7月1日以降はこの特別教育を受講していないと従事経験として認められません。

この業務に従事する者を対象とする特別教育を次のとおり開催しますので、ご案内いたします。

1. 開催日時・会場・定員

開催日時	会場	定員	写真
令和4年 11月15日(火) 9時～17時	和歌山市西浜1014番地27 (公社)和歌山県労働基準協会 研修室	100名	不要
			受講資格
			不要

2. 受講料

※受講料は、講習日(土日を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
7,700円 (会員):6,710円	990円	8,690円 (会員):7,700円

(受講料、テキスト代とも税込)

※次に該当する方は、特別教育の科目の全部について省略することができます。

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、住居システム系建築科又は住居システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3. 持ち物・・・ 受講券(受付でご提示してください)・筆記用具

4. 申込方法

受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は（申込書の車種・車番欄に記載の方）、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車場案内のとおりによりに駐車して下さい。

7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

8. 修了証の交付 全課程修了後、最終日にお渡しします。